

国民健康保険

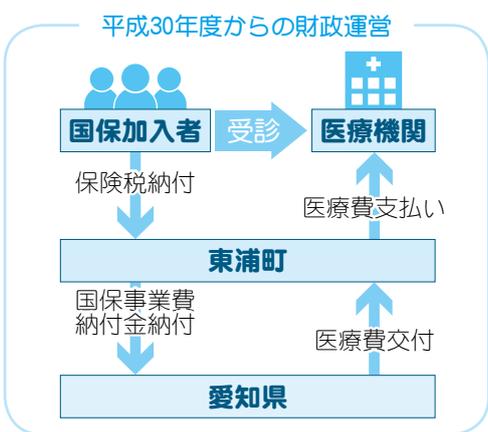
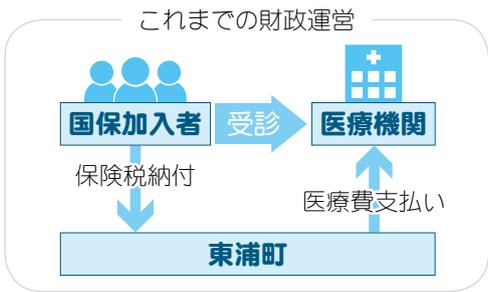
国民健康保険制度が変わりました

問い合わせ

■保険税について 税務課 内線 1 1 9

■保険証や給付資格について 保険医療課 内線 1 5 4

安心して病院などにかかれるよう、すべての方が医療保険に加入することとなっています。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護受給者以外は、国民健康保険の被保険者になります。



■国民健康保険の財政運営主体が県になりました

国民健康保険は、これまで市町村が財政運営していましたが、平成30年4月から制度改正により愛知県が財政運営の主体となりました。

国民健康保険は、一般会計とは別の国民健康保険特別会計(注1)で運営しています。

国民健康保険加入者の医療費などは、これまで国民健康保険特別会計の主な収入である国民健康保険税で賄っていましたが、急激な医療費の増加があった場合には、国民健康保険税だけでは賄いき

れず、一般会計からの繰入金(注2)などで補てんするリスクがありました。一般会計からの繰入金を補てんは、国民健康保険加入者以外の方に負担をお願いすることになるため、適切な財政運営とは言えません。

新たな仕組みでは、県が市町村ごとに決めた国保事業費納付金(注3)を市町村が納付します。これを原資に市町村が支払う医療費の全額を市町村に交付します。この仕組みにより急激な医療費の増加にも対応でき、適切な財政運営を行うことが可能となります。

保険証の使い方はこれまでと変わりません。また、加入・脱退などの手続きもこれまでどおり役場の保険医療課で行います。

(注1)国民健康保険特別会計
：国民健康保険制度を運営するための会計。一般の事業からは独立した会計

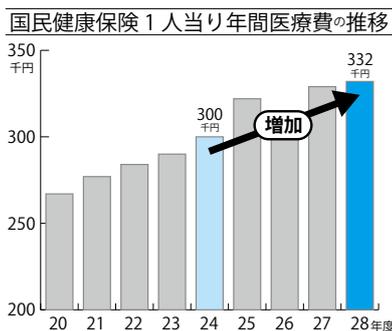
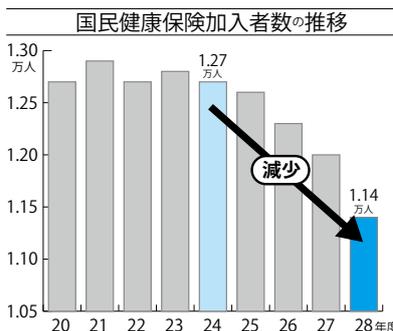
(注2)繰入金：他の会計から国民健康保険特別会計に移された資金

(注3)国保事業費納付金：県が医療費などの必要な費用の見込みを立てて、市町村ごとに決定する納付金

■国民健康保険の現状と税制の見直し

国民健康保険の加入者は、5年前と比較しておよそ11%減少しています。一方で、一人当たりの年間医療費はおよそ10%増加しています。

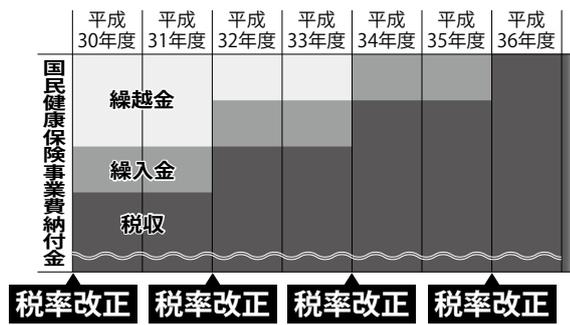
これまでは医療費の増加に伴い、国民健康保険税率の改正とあわせて、繰入金で補てんしてきました。今後医療費の増加が見込まれますが、



慢性的に繰入金を補てんすることは、適切な財政運営とは言えません。

町は平成30年度から、国保事業費納付金を県に納付することになります。現在の保険税率では、県から示された

平成30年度以降の国民健康保険税予定(イメージ図)



国保事業費納付金には足りず、税率を引き上げる必要があります。しかし、急激に税率を引き上げることは避けなければならぬため、緩和策として段階的に改正していきます。平成36年度までは税収だけでは足りない部分を繰越金(注4)と繰入金で賄います。そして、平成36年度からは、国保事業費納付金の全額を国民健康保険税で賄う予定です。持続可能な国民健康保険制度の実現に向けてご理解ご

協力をお願いします。(注4)繰越金：決算の結果、残高となった資金。翌年以降へ繰越し、不測の支払いに備えて担保する資金。

■平成30年度国民健康保険税率および税額

()内は平成29年度

	医療分	後期高齢支援金分	介護分【40～64歳】
所得割	5.1% (4.4%)	2.1% (2%)	1.25% (1%)
資産割	廃止 (15%)	廃止 (12%)	廃止 (2%)
均等割【1人当り】	26,700円 (26,000円)	3,900円 (2,000円)	7,900円 (7,000円)
平等割【1世帯当り】	27,900円 (30,000円)	9,300円 (10,000円)	6,000円

■資産割を廃止しました

次の理由などから資産割を廃止しました。
①固定資産を有することが税金を負担する能力を有するとは言えなくなってきたこと
②居住用財産のみで、かつ所得がない高齢者世帯などにとっては負担が大きいくこと
③町内にある資産にのみ算定され、町外の資産については対象外となり、納税者の間に不公平感があること
④将来、県が「所得割」、「均等割」、「平等割」の3方式での統一を目指していること

■税率の改正によるシミュレーション

税率の改正により、年間の国民健康保険税額がどれだけ変わるのか、2つのケースで試算しました。



●ケース1

夫、妻ともに40歳以上64歳以下(介護分あり)の夫婦、子ども2人の4人世帯

総所得金額等	国民健康保険年税額	平成29年度との差額	軽減区分
100万円	147,200円	+11,700円	5割軽減
200万円	286,100円	+25,000円	2割軽減
300万円	406,800円	+37,300円	-
400万円	491,300円	+47,800円	-

●ケース2

65歳以上の夫婦2人世帯 ※夫婦ともに年金収入のみ

年金収入(かっこ内は年金所得)	国民健康保険年税額	平成29年度との差額	軽減区分
120万円(0円)	29,400円	+600円	7割軽減
168万円(48万円)	60,000円	+2,400円	5割軽減
200万円(80万円)	83,000円	+5,000円	5割軽減
250万円(130万円)	148,500円	-9,500円	2割軽減
300万円(180万円)	204,100円	+14,100円	-

わたしたちの健康を守る国民健康保険

国民健康保険税の軽減・減免制度

●軽減制度

世帯(世帯主と被保険者)の前年の総所得金額などが軽減基準額以下である場合は、国

改正後

改正前

軽減区分	軽減基準額	軽減基準額
7割軽減	変更なし	33万円
5割軽減	33万円 + 27.5万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)	33万円 + 27万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)
2割軽減	33万円 + 50万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)	33万円 + 49万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)

民健康保険税の均等割と平等割の金額を軽減します。軽減を受けるためには所得税または住民税の申告が必要(扶養控除を受けている方、給与または年金などの資料を役場で確認できる方は除きます。)です。

条例改正により平成30年度から軽減基準額を拡大しました。

●減免制度

次の①～④のいずれかに該当する場合、減免を受けられることがあります。なお、納期限の7日前までに申請手続きをください。

①生活保護を受けることになった

②災害により被害を受けた

③継続して6か月以上の入院療養が必要となった

④失業、事業の廃止などにより著しく所得の減収が見込まれることになった

※③、④は一定の所得基準あり

また、65歳未満であり倒産や解雇など自ら望まない理由で離職した方は、離職日の翌

日が属する年度から翌年度末までの間は、前年の総所得金額などのうち給与所得を7割軽減して国民健康保険税を計算します。申請手続きには、雇用保険受給資格者証と印鑑が必要です。

国民健康保険税の納税通知

国民健康保険税は世帯主課税です。通知書は世帯主あてになっていきます。平成30年度の納税通知書は7月中旬にお送りします。

●通知書の税額

	通知書に記載している税額
現在加入している方	12か月分の税額
5月から6月に脱退した方	加入していた月の分

●納付方法

●国民健康保険税は

口座振替で!

新規加入の場合は、原則、

●保険税の計算方法

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40～64歳の被保険者がいる場合)
所得割A	(総所得金額等 - 33万円) × 5.1%	(総所得金額等 - 33万円) × 2.1%	(総所得金額等 - 33万円) × 1.25%
均等割B	被保険者の人数 × 26,700円	被保険者の人数 × 3,900円	被保険者の人数 × 7,900円
平等割C	27,900円	9,300円	6,000円
合計	A + B + C (最大54万円)	A + B + C (最大19万円)	A + B + C (最大16万円)
年税額	医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分		

※総所得金額などには譲渡所得(特別控除後)も含まれます。
 ※税額は、中途加入した場合は加入月から支払い、中途離脱した場合は(ほかの健康保険に加入、ほかの市町に転出など)は脱退した月の前月分までを支払う。

座振替での納付をお願いしています。申請が必要のため、通帳および通帳の届出印をお持ちください。

●特別徴収

(年金からの天引き)

次のすべてに該当する方は、年金から天引きされます。

・世帯主が国民健康保険加入者

●普通徴収(個人納付)

原則、口座振替となります。

- ・世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
- ・世帯主が年額18万円以上の公的年金受給者
- ・介護保険料を特別徴収され、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない方

ただし、納付書での納付を希望する場合は、金融機関などで納付してください。

納期限							
期別	納期限	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
		7月31日(火)	8月31日(金)	10月1日(月)	10月31日(水)	11月30日(金)	12月25日(火)
第7期	平成31年 1月31日(木)						
第8期	2月28日(木)						

● 介護保険料の納付

国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方は、介護保険分も医療分と一緒に納付します。65歳以上の方は、知多北部広域連合から届く納付書で納付してください。



こんなときにこんな給付が受けられます

申請に必要なもの
領収書、印鑑、預金通帳(ゆうちょ銀行は支店番号記入済みのもの)
なお、★がついている給付は国民健康保険証、マイナンバーカードまたは番号通知カードが必要です。

■ 一部負担金の払い戻し★

次の場合は、医療機関での支払いが全額自己負担になりませんが、申請すると自己負担分を除いた額が払い戻されます。
① 急病などでやむを得ず国民健康保険証を使わずに受けた治療費(領収書が必要)
② 医師が治療に必要と認めたコルセットなどの治療用器具の費用(領収書と医師の証明書が必要)

■ 葬祭費の支給

被保険者が死亡し、その葬祭を行った場合
支給額 5万円
(葬儀の領収書など、喪主が

わかる書類が必要)

■ 出産育児一時金の支給

被保険者が出産した場合
支給額 42万円
直接支払制度
医療機関で直接支払制度合

意文書を記入することで、出産費用の42万円までを東浦町が医療機関へ直接支払うことができます(医療機関に支払った分は出産育児一時金から差し引き)。出産費が42万円に満たなかった場合または直接支払制度を利用しなかった場合は申請してください(出産費用明細書、領収書、直接支払制度に関する文書が必要)。

■ 食事代差額の支給★

住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代が減額されます。認定証を提示せず、本来支払う食事代以上の額を支払った場合は、差額を支給しますので申請してください(領収書

が必要)。

■ がん検診・人間ドック・健康づくり教室の費用助成

各助成は同一年度内1回に限ります。
※1: 町が実施する特定健診

を受診した場合は、人間ドックの助成は受けられません。
※2: 平成30年3月までに受診した分の助成額は、4,000円です。

助成事業の種類		助成額	申し込み・必要なもの
町が実施するがん検診	集団検診	自己負担額(無料)	保健センター ☎83-9677 必要なもの: 国民健康保険証
	医療機関検診(胃)		
「あいち健康プラザ」の健康教室(保健センターで受講料を支払うものに限る)		受講料の4分の1以内(20歳以上)	保健センター ☎83-9677 ※本助成は5年に1回に限る
医療機関などが実施する人間ドックまたは脳ドック(国立長寿医療研究センターが実施する長寿ドックは除く)※1		上限10,000円 ※2	保険医療課 内線154 必要なもの: 領収書、印鑑、預金通帳(ゆうちょ銀行は支店番号が記入済のもの)、国民健康保険証、人間ドックの場合は検査結果の写し

国民健康保険の 加入、喪失の 届出は14日以内に

加入の届出が遅れても国民健康保険に入る資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。その間に病院などにかかった費用は、**全額自己負担**となる場合があります。また、会社などの保険証を取得した場合にも国民健康保険の資格喪失の届出が必要です。

■高額療養費の支給★

医療費の自己負担額が高額になり、一定額を超えた場合には、超えた額が支給されます。

世帯主へ診療月の約3か月後に案内ハガキを送付しますので、領収書は大切に保管してください。

●主な支給基準

・70歳未満の方
同じ方が同月内に同医療機関に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合に支給されます(同医療機関でも内科と歯科は別入院と外来も別)。

・70歳以上75歳未満の方

外来の場合は個人単位で、入院の場合は世帯単位で計算して、自己負担額が下表の限度額を超えた場合に支給されます。

70歳未満の方、70歳以上で現役並み所得の方(平成30年8月から)および住民税が非課税の世帯の方が、高額な医療を受ける場合、医療機関に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示をすることで、窓口負担は自己負担限度額までとなります。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分		自己負担限度額
住民税課税世帯	901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%【140,100円※1】
	600万円超901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%【93,000円※1】
	210万円超600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%【44,400円※1】
	210万円以下	57,600円【44,400円※1】
住民税非課税世帯		35,400円【24,600円※1】

所得の申告がないと、最も高い自己負担額で計算されます。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

平成30年8月から
限度額が変わります!

所得区分		自己負担限度額(1か月あたり)	
		外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%【140,100円※1】	
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%【93,000円※1】	
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%【44,400円※1】	
一般(課税所得145万円未満など)		18,000円※2	57,600円【44,400円※3】
低所得者(住民税非課税世帯)	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※1…過去12か月以内に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の限度額です。

※2…年間限度額(8月～翌7月)は144,000円です。一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の自己負担額の合計に適用します。

※3…過去12か月以内に同じ世帯でBの限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。